

「エシカル消費学習会」の開催について

消費者団体や個人の交流促進や消費者問題への関心や知見を高めるため、下記のとおり学習交流会が開催されました。

■日 時 令和2年10月31日（土） 13:30～15:00

■会 場 島根県職員会館（松江市内中原町52）及び浜田合同庁舎（浜田市片庭町254）
2会場をテレビ会議システムでつなぎ開催

■参集者 約35名

■演 題 「コロナ禍におけるエシカル消費のあり方」

講師：島根大学教育学部 准教授 鎌野育代氏



鎌野育代准教授による講演と演習（消費者ネットしまね提供）

■内 容

- 地球温暖化や貧困、大規模災害の発生、地域経済の活性化等の社会的課題について、消費者である国民全体が果たしえる役割を考え、アクションにしていくことが必要である。消費者がエシカル消費を自覚し、自発的に行動することが重要であるとの提言があった。
- 講演後の演習では、参加者各自が7種類の弁当のうち購入したい弁当について、「環境」、「人や社会」、「地域」の3項目についてエシカルポイントを配点することにより、エシカル度を可視化し、参加者同士で自らのエシカルポイントについて意見交換を行った。

「専門家講師派遣事業」の実施について

消費者の学びの場に、消費者ネットしまねの専門家会員（弁護士、司法書士、消費生活相談員、大学教授等）が講師として出向き、出前講座を実施されました。

■費 用

講師の謝金・旅費は無料（消費者ネットしまねの負担）

■学びのテーマ 【以下のテーマのほか、地域の希望や目的等に応じるオーダーメイド方式】

- 1) 成年年齢引き下げと若者の消費者トラブル
- 2) 消費生活において重要な契約の基礎知識
- 3) 消費生活において若者が狙われている ～デート商法、マルチ商法～
- 4) SNSをきっかけとした消費者の被害 ～ネット通販、アダルトサイト～
- 5) 消費生活における選ぶ権利と不当表示 ～健康食品と誇大広告～
- 6) 欠陥商品から消費者の安全を守るために ～スマホが火を噴いた！～

- 7) 悪質な業者にだまされる消費者の心理 ～消費者心理学～
- 8) 消費者トラブルの解決方法を知ろう！
～消費者のための民事の紛争解決手続と行政の支援～
- 9) 民法改正（債権法）と私たちの暮らし
- 10) キャッシュレス決済の仕組みと注意点
- 11) 知っておきたい相続法の改正
- 12) エシカル消費のすすめと消費者がつくる社会 ～SDGsと消費者～
- 13) ひとりでは弱い消費者と消費者団体 ～消費者の自立と連帯～
- 14) 判断力の衰えと老後の生活 ～成年後見制度の活用～
- 15) もったいない食品ロスを減らすには
- 16) 新型コロナウイルスの感染拡大と消費者生活上の注意
- 17) 知っておきたい社会保険制度の種類と役割
- 18) 元気なシニアライフに備えて
- 19) 不当な契約から解放される方法 ～クーリング・オフ～
- 20) フェアトレードのマチづくり



「成年年齢引き下げと若者の消費者トラブル」についての
出前講座の様子（消費者ネットしまね提供）

「ケーブルテレビを活用した情報発信」について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、縮小傾向の消費者教育・啓発活動を助長するため、消費者ネットしまねがケーブルテレビを活用し情報発信を行われました。

- 日 時 令和3年2月27日（土）～
- 放送局 やすぎどじょっこテレビ
- 内 容 コロナの時代だからこそ、「消費者ネットしまね」に！



ケーブルテレビ番組の収録の様子（消費者ネットしまね提供）

朝田代表は、消費者ネットしまねが今年度実施した「エシカル消費学習会」や専門家講師による「出前講座」について紹介するとともに、より複雑化・多様化する消費者問題については個人、団体が連携協力し、取り組むことが不可欠と呼びかけました。